

介護予防支援事業の対象事業者の拡大に伴う指定手続について

1 介護予防支援事業の対象事業者の拡大の内容

これまで、介護予防支援事業は、地域包括支援センターのみが指定介護予防支援事業者として指定を受けて実施し、居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターと委託契約を締結することで介護予防支援事業を実施しておりました。

令和 6 年 4 月からは、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所は、従前の委託契約によるほか、市町村から指定を受けて、直接介護予防支援事業を実施できることとなりました（介護予防支援事業のうち、介護予防ケアマネジメントのみを実施する場合は対象外です。）。

これにより、従来の委託による方法とあわせて、介護予防支援事業に係る業務の一部を居宅介護支援事業所が担うことで、地域包括支援センターの業務負担の軽減が期待されます。

なお、市町村は、居宅介護支援事業所を指定介護予防支援事業者として指定を行おうとするときは、あらかじめ、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととされています。

介護予防支援事業	改正前	改正後
指定介護予防支援事業者として指定を受けて実施する場合	地域包括支援センター	
	—	指定居宅介護支援事業者 ×介護予防ケアマネジメントのみ実施する場合は不可 ●市町村長は、指定にあたってあらかじめ介護保険被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない（介護保険法第 115 条の 22 第 4 項） ➤本市では、川越市地域包括支援センター等運営協議会の委員のみなさまのご意見をいただきたい
地域包括支援センターから委託を受けて実施する場合	指定居宅介護支援事業者 ○介護予防支援を実施する場合 ○介護予防ケアマネジメントのみ実施する場合 } いずれも可	

2 本市の対応

本市では、今後、居宅介護支援事業所から指定介護予防支援事業者の指定申請がありましたら、指定に先立ち、川越市介護保険課から、川越市地域包括支援センター等運営協議会の委員のみなさまにご意見をお伺いしたいと存じます（ご意見をいただく際のイメージは裏面のとおりです。）。

なお、指定までの間に、開催時期等の関係で、川越市地域包括支援センター等運営協議会でご意見をいただくことが難しい場合は、郵便等でご意見をお伺いしたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【別紙】 ご意見をいただく際のイメージ

居宅介護支援事業所を指定介護予防支援事業者として指定することについて
(令和 年 月 日指定予定分)

1 各居宅介護支援事業所に対するご意見・ご要望

No.	事業所名	事業所所在地	圏域	法人名	業務改善等の勧告・命令を受けていないか	厚生労働省令で定める介護支援専門員の人員基準を満たしているか	ご意見・ご要望
1							
2							
3							
4							
5							

2 全体の通してのご意見・ご要望

●いただきましたご意見・ご要望につきましては、今後、川越市全体の介護予防支援事業のサービスの質の向上に資するために、各居宅介護支援事業所を指定介護予防支援事業者として指定する際に伝達させていただきます。